

# まちづくり防犯グループ

## 結成のご案内

近年、生活に身近な所で起こる街頭犯罪や侵入犯罪が多発しています。子どもが被害を受ける事件も多くなりました。

これらの犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して生活できる地域を作るためには、住民の皆さんの団結と「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主的な防犯活動が大切になっています。

自治会(町内会)が中心となって、PTA や婦人会など防犯活動を行っている他の団体にも呼びかけ「まちづくり防犯グループ」を結成し、自主的な防犯活動を行っていただくことが望まれます。

皆さんも手を取り合ってグループを結成されてはどうでしょうか。



兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
TEL : 078-362-3225 FAX : 078-362-4465  
E-mail: chiikianzen@pref.hyogo.lg.jp

# ☆ 登録対象団体・要件

## 「まちづくり防犯グループ」とは？

単位自治会の区域、または複数の単位自治会の区域(最大小学校区程度)を活動区域とする自主防犯組織をいいます。

この活動区域内にある自治会(町内会)が中心となって、PTAや婦人会など防犯活動を行っている他の団体にも呼びかけ、グループを結成することを期待しています。

- ※1 地域の実情により、単一の団体(例えば、単位自治会)のみがグループを構成することとなっても差し支えありません。
- ※2 「一つの活動区域には一つのグループ」としていますので、同一地域で複数の団体が活動している場合は、これらの団体を構成員とするグループの結成に向けてご努力ください。

## 防犯活動とは？

次の活動の中から、地域やグループの事情に応じて行ってください。

### 防犯活動内容

#### ○防犯パトロールの実施

徒歩、自転車、自動車での見回り活動

#### ○防犯懇談会、防犯研修会等の開催

役員会等を利用した懇談会、研修会 など

#### ○防犯広報の実施

- ・防犯に関する定期的な自治会ニュース等の作成・配布
- ・防犯に関するチラシ等の作成と回覧板による回覧・掲示板への掲示 など

#### ○防犯情報の交換(ネットワークづくり)

- ・警察等から得た犯罪情報・防犯情報を回覧板等で全世帯へ周知
- ・FAXを利用した地域内または地域間における情報交換 など

#### ○防犯環境整備活動

- ・危険個所の点検と安全マップづくり
- ・落書き消し活動、見通し確保のための公園等の草刈り など

#### ○その他の防犯活動

- ・時間帯を特定した地域全体での見張り活動
- ・児童や生徒の登下校時間帯における見守り(保護監視)活動
- ・地域全体でのあいさつ(声かけ)運動、門灯点灯運動 など

※上記の防犯活動は例示にすぎませんので、上記以外の防犯活動でも構いません。

## まちづくり防犯グループへの登録

- 申請書類(「まちづくり防犯グループ登録申請書」・「グループ規約の写し」)をお住まいの各市役所、各町役場若しくは各県民局の担当窓口へ提出してください。(神戸市にあっては、神戸県民センター県民交流室県民・産業振興課へ提出してください。)
- なお、防犯情報の提供や活動の支援を行うため、登録いただいた情報は最寄りの警察署・防犯協会にも連絡しますので、ご了解願います。

## 登録にあたっての必要な事項(登録の要件)

- 構成員の総意に基づき防犯活動を行うこと
- 小学校区を超えない区域の範囲で、単位自治会の区域の全部または複数の単位自治会の区域の全部を活動区域として定めていること
- 活動区域内において、既に登録されたまちづくり防犯グループが存在しないこと
- 活動地域内において、防犯活動を行う他の団体との協働が可能であること
- 将来にわたって継続して活動を行うこと
- **規約を有していること**

(団体が一つの自治会等で構成される場合で、当該自治会等の規約に防犯活動の実施、または防犯組織の設置等の規定が含まれているときは、自治会等の規約をグループの規約としても差し支えありません。)